

○西紋別地区環境衛生施設組合公平委員会設置条例

〔昭和 50 年 4 月 1 日
条例 第 12 号〕

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、西紋別地区環境衛生施設組合公平委員会を設置する。

(委任)

第2条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。